

宇情個審答申第3号
令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 原 田 大 樹

宇治市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年8月18日付け、7宇都交第262号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

公文書部分公開決定（公開請求に係る公文書の内容：令和7年5月13日付7宇都交第99号で宇治市長松村淳子殿から宇治市シルバー人材センターに対して発出された「宇治市自転車等指定管理業務に関する法令遵守について」において、「これまで複数回、業務の見直し指導を行ってきたところです」と記載されています。①上記について、指導内容が判る文書等一式。）に係る審査請求についての諮問

答 申

第 1 結 論

宇治市長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第 2 審査請求の経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

令和 7 年 7 月 1 5 日、審査請求人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「令和 7 年 5 月 1 3 日付 7 字都交第 9 9 号で宇治市長松村淳子殿から宇治市シルバー人材センターに対して発出された「宇治市自転車等指定管理業務に関する法令遵守について」において、「これまで複数回、業務の見直し指導を行ってきたところです」と記載されています。①上記について、指導内容が判る文書等一式。」を請求内容とする公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 審査請求人の公文書公開請求に該当する公文書の特定

実施機関は、本件請求に該当する公文書を「令和 6 年 1 2 月 5 日（木）に宇治市から送信したメール本文」とであると特定した。

3 実施機関の決定及び審査請求人への通知

令和 7 年 7 月 2 9 日、実施機関は、本件文書に記録されているものの一部が条例第 6 条第 2 号の規定に該当するとして、条例第 1 1 条第 1 項の規定により、公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

4 審査請求

令和 7 年 8 月 4 日、審査請求人は本件決定に対し、「部分公開決定処分を取消し、開示を求める」とし、「公開された公文書がメール文書のみであること」を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求の趣旨

1 審査請求の趣旨

条例第 1 1 条第 1 項の規定による公文書の部分公開決定について、本件決定に係る公文書以外にも公文書が存在するとして開示を求めるものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

市は宇治市シルバー人材センターに対して複数回指導したとしています。その複数文書の開示を求める情報公開請求を行ったところ、公開内容は、萬谷係長のメールのみでした。交通政策課勝浦課長によると、それ以外の指導は、全て口頭指導であり、文書等は存在しないとの説明でした。

条例に抵触する行為の指導を複数回行っているにも係わらず、条例違反の内容、指

導の趣旨、連絡メモ、打合せメモ等が存在しない回答は不自然です。

- ・公文書管理法第4条、行政機関は記録を作成する義務があります。
- ・口頭指導であった場合でも、内部メモや報告書が存在する可能性が高い。
- ・文書がない場合、その根拠を示し、その理由について説明が必要です。

上記の理由に基づき、萬谷係長のメール以外にも指導した内容のわかる文書等がある筈です。再度調査を行い、指導した内容のわかる文書等の開示を求めます。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件請求に係る内容を確認したところ、複数の口頭による指導と、令和6年12月5日に宇治市から送信したEメールが該当したため、「令和6年12月5日（木）に宇治市から送信したメール本文」を公文書として特定した。

また、本件決定により非公開となった部分は「個人の氏名」のみであり、条例第6条第2号に基づき、「個人に関する情報は通常他人に知られたくないと望むことが正当と認められるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れがある」ため、決定したものである。

第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人及び実施機関の主張の内容に基づき、本件決定の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 宇治市シルバー人材センターへの指導内容に係る公文書の存否

当審議会は、本件請求に係る公文書が他にないとした実施機関の判断の妥当性について調査を行った。

地方自治法第242条第5項の規定による住民監査請求に基づく監査の結果を踏まえ、実施機関は、宇治市シルバー人材センターに対し、令和7年5月13日付けで適切な業務の執行を求める通知を発出した。当該通知の中に、宇治市シルバー人材センターに対して複数回、業務の見直し指導を行ったとの記載があり、当該指導の概要及び本件請求に係る公文書の存否についての実施機関の説明は次のとおりであった。

- (1) 令和6年12月5日に宇治市シルバー人材センターに対し、メールで条例に基づき適正な運営に努めるよう指導した。
- (2) 文書で指導したことはない。メールによる指導は(1)の1通のみ。口頭で複数回指導した。
- (3) 口頭による指導については、電話により随時担当者が行ったが、記録を残すべきものの認識がなく、その内容、指導日時等の記録はしていない。
- (4) 実施機関は、本件請求に該当する公文書が、本件決定した公文書以外に存在しないか探索を行ったが、文書及び電磁的記録の保有を確認することはできなかった。
- (5) 指導は組織的な対応によるものではなく、その時々により担当者が対応してい

た。

通常、指定管理者に対する指導については、その内容、指導日時等を記録しておくべきであると考えられる。しかし、本件に係る指導内容は一貫して宇治市自転車等駐車場条例及び宇治市自転車等駐車場条例施行規則の遵守を求めるものであったことから、当該指導内容を記録すべきとの認識がなかったとの実施機関の主張を鑑みると、担当者が随時電話で指導したのみでその記録が残っていないとする実施機関の説明自体は承認せざるを得ず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、本件請求に係る公文書の特定に関する実施機関の判断は妥当である。

2 付言

なお、本件について当審議会として以下の要望及び意見を付け加える。

条例第3条第2項の規定により、実施機関は、公文書の適正な作成及び保存を図り、公文書の管理体制を確立し、公文書を適切に管理しなければならない。公文書が適正に作成及び保存されていないため、市民が求める公文書の公開が受けられないようでは、市民の公文書公開請求権は十分に保障されない。

指定管理者に対する指導に係る公文書を作成していないことは、組織的な対応という観点からみると適切さを欠いている。実施機関は、今後、当該指導の適法性を事後的に検証できるよう、その内容、指導日時等を記録するよう努められたい。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件審査請求の経過

年 月 日	経 過
令和7年 7月15日	公文書公開請求
令和7年 7月29日	公文書部分公開決定
令和7年 8月 4日	公文書部分公開決定に対する審査請求
令和7年 8月18日	情報公開・個人情報保護審議会諮問
令和7年11月13日	実施機関から意見書収受
令和7年12月 5日	審査請求人から反論書収受
令和7年12月24日	実施機関から意見聴取（令和7年度第2回審議会）
	審議（令和7年度第2回審議会）
令和8年 2月18日	審議（令和7年度第3回審議会）
令和8年 3月31日	答申